

国民健康保険税の税率を改定しました

問 市 市民保険課(本庁舎) ☎ 53-5114 ⌂ 53-5118

国民健康保険は病気やけがをしたときに安心して病院等にかかるよう、加入者の所得等に応じて国民健康保険税(国保税)を出し合い、医療費の負担分を支え合う制度です。

健全な運営を続けるために、税率を改定しましたので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

※今年度の国保税額は6月に送付予定の納税通知書でお知らせします。

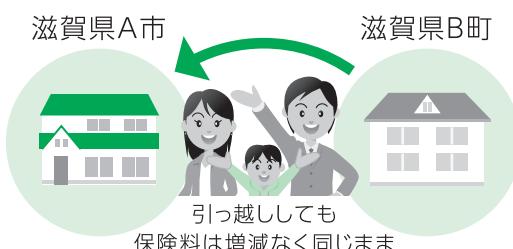
保険制度の運営方法は

国民健康保険制度は、市が保険者となって加入者が負担する国保税と、国・県からの交付金等により運営しています。国では平成30年度から国民健康保険制度改革を進めていて、県が国保財政運営の責任主体として加入者への保険給付に必要な費用を負担する代わりに、市は県に納付金を納め、納付金に必要な国保税を加入者から徴収しています。

保険税(料)の県内統一を目指しています

県では、令和3～5年度を期間とする第2期滋賀県国民健康保険運営方針を策定し、持続可能な運営に向け、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険税(料)となるよう取り組みを進めています。

※令和6年度以降できるだけ早い時期の統一を目指しています。



国民健康保険税の税率を改定しました

今年度の国民健康保険税率(国保税率)は、市の国民健康保険運営協議会からの答申(提言)を受けて、県が示した標準保険料率^{*1}に基づき引き下げることとし、3月議会で国民健康保険税条例の一部を改正し、令和3年度国保税率を改定しました。

※1 県が市町ごとに算定した納付金を支払うために必要な保険料率のこと。

市ではこの標準保険料率を参考に国保税率を決定します。

ステップ
1 3つの使い道ごとに決められた
算出方法を使います

ステップ
2 使い道ごとに所得割、均等割、平等割の
金額を算出し、合計します

低所得世帯は一部軽減されます(世帯主と世帯の国保加入者および特定同一世帯所属者^{*2}全員の所得申告が必要です)

※2 国保から後期高齢者医療制度へ移行した人で、引き続き同一の世帯に属する人。ただし、世帯主変更等の異動があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

※()内は令和2年度の税率

使い道	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40～64歳の被保険者のみ)
所得割	基準総所得金額 ^{*3} × 5.45% (基準総所得金額 × 6.36%)	基準総所得金額 × 2.45% (基準総所得金額 × 2.18%)	基準総所得金額 × 2.19% (基準総所得金額 × 1.9%)
均等割	22,400円/人 (25,900円/人)	9,900円/人 (9,000円/人)	11,400円/人 (10,000円/人)
平等割	16,000円/世帯 (19,100円/世帯)	7,000円/世帯 (6,600円/世帯)	5,700円/世帯 (4,700円/世帯)
課税限度額	63万円	19万円	17万円

※3 前年中の所得から地方税法に基づき一定の額を引いた金額

例えば、こんな計算に

- 40歳代夫婦と子2人の4人世帯
- 世帯の合計所得金額：夫 260万円
(妻と子は 0 円)
- 基準総所得金額:217万円

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	217万円 × 5.45%	217万円 × 2.45%	217万円 × 2.19%
均等割	22,400円 × 4人分	9,900円 × 4人分	11,400円 × 2人分
平等割	16,000円	7,000円	5,700円
小計	223,800円		99,700円
合計(年額)			399,500円